

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成28年 1月20日 (水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	8時40分 から 9時40分頃まで
開 催 場 所	弘前市役所本庁新館2階 第一会議室
議 長 等 の 氏 名	山本 昇
出 席 者	委員 山本 昇 (会長) 委員 五十嵐 雅幸 委員 飯島 裕胤 委員 菊池 励美 委員 小林 太郎
欠 席 者	なし
施 設 所 管 部 職 員 の 職 氏 名	(岩木ふれあいセンター・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル) 観光政策課長 高橋 晋二 観光政策課長補佐 石澤 淳一 観光政策課企画戦略係長 佐藤 大介 (岩木山桜林公園) 観光政策課長 高橋 晋二 観光政策課長補佐 石澤 淳一 観光政策課企画戦略係長 佐藤 大介 (鳴海要記念陶房館) 教育部長 柴田 幸博 博物館長補佐 竹内 勇造 博物館主幹兼運営係長 成田 正彦
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	ひろさき未来戦略研究センター副所長 岩崎 隆 ひろさき未来戦略研究センター行革・連携担当総括主幹 安田 和人 ひろさき未来戦略研究センター行革・連携担当主査 野呂 康司
会 議 の 議 題	指定管理者候補者の募集について

<p>会 議 結 果</p>	<p>1 岩木ふれあいセンター・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル 岩木ふれあいセンター・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナルの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。ただし、指定管理料については、今後精査が必要である。</p> <p>2 岩木山桜林公園 岩木山桜林公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>3 鳴海要記念陶房館 鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者候補者選定方法等一覧（資料1） ・指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2） ・指定管理者制度の導入に係る方針（資料3） ・弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料4）
<p>会 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）</p>	<p>1 開会 2 案件 3 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>（議長） 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>（事務局） 本日審議する施設は、一般財団法人岩木振興公社が指定管理者となっている施設のうち、平成28年3月31日をもって指定期間が満了する、岩木ふれあいセンター・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナル、岩木山桜林公園、鳴海要記念陶房館である。</p> <p>指定管理者の選定方法は、これまで同様に、全施設一者指名で、指定期間は2年を予定している。</p> <p>（議長） 指定管理者候補者の募集について、審議を行う。</p> <p>会議の進め方は、募集グループごとに、部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。</p> <p>それでは、観光振興部から、岩木ふれあいセンター等の選定方法</p>

等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

管理運営の基本方針として5項目を掲げたほか、施設の目指す方向性として「岩木山観光等の推進」を重点施策に掲げ、岩木ふれあいセンター等を岩木地域の観光・地域振興の拠点として、基本となるサービスを向上させるほか、今まで以上に市民をはじめ国内外の観光客に活用され、賑わいのある施設にしたいと考えている。

特に要請する事項として、今後、高齢者や国内外の観光客の利用促進を図るための具体的な手法や岩木ふれあいセンター等の魅力を高めるための効果的な事業等について、申請者のノウハウや創意工夫を発揮した提案を掲げている。

選定方法は一般財団法人岩木振興公社を一者指名するものである。一者指名の理由は、施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められるためである。

指定期間は、原則5年となっているが、当該施設は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間としている。その理由は、今後、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方について検討することとしているため、前回更新時と同様に2年間とするものである。

指定管理者が実施する主な業務は、施設の利用の許可等に関する事、利用料金の収受に関する事などのほか、施設設備の管理に関する事などである。

期待する自主事業の内容は、工芸品の製作体験教室や、地域の農業者と連携した商品販売・農産物の収穫体験などを掲げている。

職員の配置等の条件は、管理業務を的確に円滑に行うことができるよう、必要な人員を適正に配置することを条件としている。

管理に要する経費の主な内容は、人件費、事務費、施設管理費などである。

選定基準及び委員一人あたりの配点について、施設の性格上、「効果的な管理運営を踏まえた上で、観光宿泊施設関係の人材の確保に配慮されていること」の項目も設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

指定管理料がどのように使われるのか教えてほしい。

(施設所管部)

3施設のうち、岩木ふれあいセンターの経費に充てられているものである。

(委員)

全体のバランスを見ると、収入が支出を上回っている。

(施設所管部)

岩木ふれあいセンター単体の収支では赤字となっている。

(委員)

3施設をグループ化して指定管理者制度を導入しているということだが、岩木ふれあいセンターの収支が赤字であるとの理由で、指定管理料を支出することについて、もう少し説明をお願いできないか。

(施設所管部)

百沢スキー場に行く途中にあった老人福祉センターの廃止に伴い、老人福祉センターとしての機能を国民宿舎「いわき荘」の中に設けたというのが始まりである。3施設のうち、岩木ふれあいセンターの運営については、福祉政策の一環として実施してきた経緯があることから、その経費を負担しているものである。

(委員)

岩木ふれあいセンターに関して、職員はどのように配置されているのか。

(施設所管部)

職員は、国民宿舎「いわき荘」の1階にある大広間の受付業務などを行っており、業務主任者1名とその他の職員2名で運営している。

(委員)

それは専任か。

(施設所管部)

組織図では専任と思われる。

(委員)

成果指標の達成状況は。

(施設所管部)

平成25・26年度の実績では、宿泊者、日帰り利用者ともに、目標としている利用者数には届いていない。

(委員)

目標値に達していないことを踏まえて、募集にあたりどのようなことを工夫したのか教えていただきたい。

(施設所管部)

利用促進を図るための具体的な手法について提案を求めたいと思っている。

(委員)

3施設の中で、岩木ふれあいセンターの成果指標の達成度が最も高くなっているが、それでも赤字ということか。

(施設所管部)

利用料金を最初から低く設定しているため、収入を見込めないのではないかと考えている。

(委員)

指定管理料の支出が必要なのかどうか、市の方でしっかりと議論した方がよいのではないかと思う。公の施設である3施設に一体的に指定管理者制度を導入し、さらに市の財政を取り巻く環境が厳しさを増している中、指定管理料を支払いしているということに少し違和感がある。また、この場の説明だけでは判断できることではないのではないかと思う。

(施設所管部)

指定管理料を支出しているが、当該団体が一般財団法人に移行する際、公益目的支出計画を策定しており、毎年、弘前市と弘前観光コンベンション協会に50万円ずつ寄附をしている。

(委員)

法人自体的話と指定管理料の話は別で、この場で審議会として募集内容が妥当でないという結論には決してならないとは思いますが、支出の必要性や金額の妥当性などについて整理する必要性を感じる。

(委員)

これまで、岩木ふれあいセンターを老人福祉政策に位置付けしており、管理経費を全額利用料金に転嫁できないため、公費負担してきたということであれば、施設単体ではなく、一体的な管理による経費節減などのメリットを含めて整理してもよいのかもしれない。

(施設所管部)

その部分についても、全体として適正であるという認識である。

(委員)

実際、どのような方に岩木ふれあいセンターを利用していただいているのか知りたいところである。岩木地区の方が中心となっているのだろうか。

(施設所管部)

岩木総合支所からの受託事業なども実施し、その他の収入として当該団体に入っている。

(委員)

複合施設を一体管理している場合で、施設全体として黒字になっているときに、指定管理料を支出すること自体、世間一般的に受け入れられるだろうか。

(委員)

仮に、当該団体が3施設を一体的に運営し、利用料金の設定に裁

量があり、職員の配置も任意であって、ある程度管理運営において融通をきかせることができるということであれば、総合的に見て判断することも必要ではないかと思う。

(委員)

福祉政策として支出すること自体の意味はわかるが、指定管理料として適正かどうかということについては検討する必要があるのではないか。他の部分は特に問題はないと思われるが、指定管理料については市の方で議論したうえで決めていただきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、岩木ふれあいセンター・国民宿舎「いわき荘」・岩木総合交流ターミナルの指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。ただし、指定管理料については、今後精査が必要である。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、観光振興部から、岩木山桜林公園の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

管理運営の基本方針として5項目を掲げたほか、施設の目指す方向性として「岩木山観光等の推進」を重点施策に掲げ、岩木山桜林公園を岩木地域の観光・地域振興の拠点として、基本となるサービスを向上させるほか、今まで以上に市民に活用され、賑わいのある施設にしたいと考えている。

特に要請する事項として、利用者の増加を図るための具体的な手法や岩木山桜林公園の魅力を高めるための効果的な事業等について、申請者のノウハウや創意工夫を発揮した提案を掲げている。

選定方法は一般財団法人岩木振興公社を一者指名するものである。一者指名の理由は、施設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められるためである。

指定期間は、原則5年となっているが、当該施設は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間としている。その理由は、今後、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方について検討することとしているため、前回更

新時と同様に2年間とするものである。

指定管理者が実施する主な業務は、施設の利用の許可等に関する
こと、利用料金の収受に関することなどのほか、施設設備の管理に
関することなどである。

期待する自主事業の内容は、野外活動を始めるきっかけ作りとな
るような体験事業の開催を掲げている。

職員の配置等の条件は、管理業務を的確に円滑に行うことができ
るよう、必要な人員を適正に配置することを条件としている。

管理に要する経費の主な内容は、人件費、事務費、施設管理費な
どである。

選定基準及び委員一人あたりの配点について、施設の性格上、「効
果的な管理運営を踏まえた上で、観光宿泊施設関係の人材の確保に
配慮されていること」の項目も設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

平成26年度実績では、貸別荘の宿泊者が目標値の約82%とい
うことだが、平成25年度と比較して利用状況はどうなっているの
か教えていただきたい。

(施設所管部)

平成25年度と比較した場合、若干宿泊者数が減っている状況で、
利用ニーズが落ちてきていると思われる。当該団体が指定管理者と
なっている宿泊施設全体でも減少傾向が見られるが、貸別荘につい
て、平成27年度の上半期と前年と比較した場合、若干回復してい
る。

(委員)

岩木山観光の推進を重点施策に掲げ、当該施設や岩木ふれあいセ
ンター等も当該団体を一者指名しているということを踏まえると、
貸別荘のPR方法について工夫したりするなど、より一層の利用促
進を図っていく必要があるのではないかと思う。

(議長)

他に質問等がなければ、岩木山桜林公園の指定管理者候補者の選
定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよ
ろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

.....
(議長)

それでは、教育委員会から、鳴海要記念陶房館の選定方法等につ

いて説明をお願いする。

(施設所管部)

(施設の設置目的、概要等について説明)

管理運営の基本方針は、設置目的に沿った適正な管理を行うこと、市民が安心して利用できるよう施設の設備等の維持管理を適正に行うこと、利用者の意見・要望を施設管理に反映させるとともに、効果的・効率的な管理に努め、創意工夫を発揮し、サービスの向上、利用者の増加及び経費の節減を図ることなどである。

施設の目指す方向性及び特に要請する事項について、まず目指す方向性は、弘前市では、ひとづくりや生涯学習意欲の向上を重点施策としており、陶房館を岩木地域を主とした市の文化・芸術の拠点として、サービスの向上を図り、これまで以上に市民に愛され、活用され、賑わいのある施設にしたいと考えている。特に要請する事項は、ここ数年の利用者数が6,000人前後であり、申請者のノウハウや創意工夫を発揮し、さらなる利用の促進を図る具体的な手法や陶房館の魅力を高めるための効果的な事業及び広報手法と見込まれる効果の提案を要請するものである。

選定方法は一者指名とし、その理由は、陶房館は故鳴海要氏の工房を保全するとともに、その作品展示等を通して、市民の交流、ふれあい及び生涯学習の場としての活用を図る目的で平成15年に開設されたものである。平成18年度の市町村合併後は、市立博物館が所管し、同氏の作品の展示替えは博物館が直営で行い、連携した運営を行っているところである。さらに、現在展示、保管している鳴海要作品177点のうち約7割は故鳴海要氏の夫人が所有するもので、陶房館の管理運営には同氏との信頼関係が不可欠であり、一貫した管理運営が求められるものと考えている。以上のことから、施設の設置目的等に沿った管理運営を行うことができる団体は、現時点では、開館当初から管理運営実績を有する一般財団法人岩木振興公社のみである。

指定期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間で、その理由は、今後、弘前市第三セクター評価委員会での意見を踏まえ、第三セクターのあり方について検討することとしているためである。

指定管理者が行う主な業務内容は、業務区分に定めた陶房館の施設及び設備等の維持管理に関すること、陶房館資料の写真撮影等の利用許可に関すること、陶房館入館料等の利用料金の收受事務に関すること、陶房館で行う事業の実施に関することである。

職員の配置等の条件は、陶房館の管理に支障がないよう、特別な

場合を除き、常に1名以上の職員を配置することとしている。

選定基準について、特に重視する項目は、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」、「施設の魅力を高め、利用者の増加を図る具体的手法と広報手法及び期待される効果」である。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

鳴海要記念陶房館自体の所有権は市にあるということによいか。

(施設所管部)

土地、建物は全て市の所有である。ただし、展示作品の7割については故鳴海要氏の夫人が所有している。

(委員)

ひとつづくりや生涯学習意欲の向上、市の文化・芸術の拠点として活用されるような施設としたいということで、それ自体は非常に良いことであるが、果たして現状のやり方でひとつづくりや生涯学習意欲の向上に繋がっているのかどうかが気になるところである。単に利用者を増やすだけではなく、他の施設と連携して、この施設において本気で生涯学習意欲を向上させていくのも良いのではないかと思う。

(施設所管部)

市民ギャラリーなど、当該施設で市民の方が色々な活動を行い、交流を深めており、岩木地区の施設の中では、住民によく利用されている施設ではある。

(委員)

施設の利用者としては、市民ギャラリーを見に来る方が多いということか。

(施設所管部)

平成26年度実績で、展示室に入館した方は815人で、それ以外の多くの方は市民ギャラリーなどを目的としている。

(委員)

利用料金収入の内容は展示室への入館料ということによいか。

(施設所管部)

そのとおりである。一般が200円、高校・中学・小学生が150円となっている。

(委員)

利用料金収入をもう少し増やせないのか。

(施設所管部)

博物館の入館料が280円、高照神社が300円となっており、当該施設の規模はそれらと比べて小さいことから、入館料200円は妥当な金額ではないかと考えている。施設の立地や駐車場の関係

	<p>など、色々と課題もある中で、平成27年度の取組として、陶芸に関する体験教室は開催できなかったものの、作品展示を一生懸命行った結果、入館料は若干増えている状況であり、今後も継続して取り組むことで、より一層効果が出てくるのではないかと思います。</p> <p>(委員)</p> <p>このような規模が小さな施設が単体で料金収入を増やしていくのは難しいと思う。だからこそ、利用者のターゲットやエリアなどを考える際、岩木地区全体での観光コースを一つのモデルケースとして提示していくなどしていかないと利用者は増えていかないのではないかと。当該団体が指定管理者となっている宿泊施設等と連携するなど、積極的に集客をしていただきたいし、当該団体にはその辺の提案をぜひお願いしたいと思う。</p> <p>(委員)</p> <p>一者指名が良いとは思いますが、自主事業についてしっかりとした提案を求めています。</p> <p>(議長)</p> <p>他に質問等がなければ、鳴海要記念陶房館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>〈委員了承〉</p>
その他必要事項	会議は非公開である。